



国民年金

【窓口：更埴庁舎市民課・戸倉庁舎市民窓口課・上山田庁舎市民窓口課】

国民年金制度は、加齢や障がいなどで収入を得ることが困難な状態になったときに年金を支給し、本人や家族の生活の基本的な部分を経済面で支えるものです。このため、5年ごとに制度改正や年金額などの水準見直しを行うほか、完全物価スライド制を導入し、年金の価値を維持しています。

■ 公的年金の種類としくみ

公的年金は、国民年金・厚生年金・共済組合の3つの制度に分けられます。国民年金は、日本に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入を義務づけられています。自営業・農業・学生などは国民年金にのみ加入して【基礎年金】給付を受けますが、会社員、公務員など厚生年金や共済組合加入者は国民年金にも同時に加入し、基礎年金のほかに【報酬に応じた年金】給付を受けます。また、国民年金加入者の上乗せとして国民年金基金制度があり、厚生年金加入者には厚生年金基金制度があります。

■ 国民年金の加入者

国民年金の加入者は3種類に分かれます。

- ①第1号被保険者
農業、自営業者、学生などで、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方
- ②第2号被保険者
厚生年金や共済組合の被保険者本人
- ③第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方
- ④希望で加入する方（任意加入被保険者）
 - ・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
 - ・海外に在住している20歳以上65歳未満の日本人
 - ・被用者年金制度（厚生年金など）の老齢（退職）年金の受給権者
 - ・昭和40年4月1日以前生まれで、受給権を満たしていない方は、65歳から70歳までの間で受給権を満たすまで加入できます。

	加入者	手続き	保険料の納め方
第1号被保険者	自営業・農業・学生・アルバイト・無職の人など	加入者自身が市役所で行います。	加入者自身が納めます。
第2号被保険者	会社員・公務員など	勤務先の事業所が行います。	勤務先の厚生年金や共済組合などの年金制度から納められます。
第3号被保険者	会社員・公務員（第2号被保険者）に扶養されている配偶者	扶養者の勤務先の事業所が行います。	扶養している人（第2号被保険者）の加入年金制度から納められます。

■ 国民年金届出一覧

● 国民年金に入るとき

内 容	いつまでに	手続きに必要なもの
20歳になったとき	14日以内	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 学生は学生証の写しまたは在学証明書
会社をやめたとき	14日以内	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 退職年月日の分かる書類
会社員である配偶者の扶養（健康保険）からはずれたとき	14日以内	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 資格喪失年月日の分かる書類
任意加入するとき		<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 預金通帳（貯金通帳）

● 国民年金をやめるとき

内 容	いつまでに	手続きに必要なもの
会社に就職したとき		<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 勤務先の健康保険証
死亡したとき	14日以内	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 預金通帳（貯金通帳） <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明（謄本） <input type="checkbox"/> 住民票謄（抄）本など



●その他

内容	いつまでに	手続きに必要なもの
転入したとき	14日以内	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 年金手帳
転出するとき	14日以内	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 年金手帳
保険料を納められないとき (免除申請・学生納付特例申請・若年者納付猶予申請)		<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 学生は学生証の写しまたは在学証明書 <input type="checkbox"/> 退職による場合は離職票か雇用保険受給資格者証など
年金受給者の氏名が変わったとき		<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 戸籍 (住民票) 抄本
年金手帳をなくしたとき		<input type="checkbox"/> 印鑑
生活保護の開始、廃止		<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 年金手帳
老齢福祉年金受給者が転入したとき		<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 老齢福祉年金証書
年金を請求するとき		<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 配偶者の年金証書 <input type="checkbox"/> 預金通帳 (貯金通帳) <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明 (謄本) <input type="checkbox"/> 住民票謄 (抄) 本 <input type="checkbox"/> 所得証明書など

■国民年金の種類と請求

国民年金の給付には、すべての国民に共通する給付として老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金と、国民年金独自の給付として付加年金・寡婦年金・死亡一時金などがあります。

●請求に必要な書類

- ①年金手帳
- ②印鑑
- ③預金通帳 (貯金通帳)
- ④戸籍全部事項証明 (謄本)
- ⑤住民票謄 (抄) 本

このほかにも書類が必要な場合があります。

■老齢基礎年金

昭和61年4月1日現在で60歳未満の方で国民年金に10年以上加入した方に適用され、65歳から年金を受けることができます (請求は誕生日の前日からです)。
※平成29年7月までは受給資格期間が原則25年以上必要でしたが、平成29年8月から10年以上に短縮されます。

●受給資格期間

- ①国民年金保険料を納めた期間
- ②国民年金保険料の免除、納付猶予を受けた期間
- ③任意加入できた方が加入しなかった期間など (合算対象期間)
- ④昭和36年4月以後の厚生年金や共済組合保険の被保険者期間
- ⑤第3号被保険者であった期間

これらを合計して10年以上の期間が必要です。ただし、加入期間のうち保険料未納期間は除かれます。

■老齢基礎年金の額 ※数値は平成29年度

老齢基礎年金は、年額779,300円が満額の年金です。ただし、満額の年金は、20歳から60歳までの40年間国民年金に加入し、保険料をすべて納付した人が65歳から年金を受けとる場合です。保険料の未納や免除などにより納付月数が40年に達しなかった場合は、その不足する期間に応じて減額されます。

●老齢基礎年金の計算式

$$779,300円 \times \frac{\begin{matrix} \text{保険料納付月数} \\ + \text{全額免除月数} \times 4/8 \\ + 1/4 \text{納付月数} \times 5/8 \\ + \text{半額納付月数} \times 6/8 \\ + 3/4 \text{納付月数} \times 7/8 \end{matrix}}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{月}}$$

※平成21年3月分までは、全額免除は、6分の2、4分の1納付は6分の3、半額納付は6分の4、4分の3納付は6分の5にて、それぞれ計算されます。

なお、老齢基礎年金の支給開始は65歳ですが、60歳から64歳の間に繰り上げて請求することもできます。しかし、繰り上げて請求する場合、請求したときの年齢により本来の年金額から減額されます。減額された受給率で生涯受けることになるほか、いろいろな制限があります。よくお考えのうえ請求をしてください。また、反対に65歳をすぎて66歳以降 (繰り下げて) 受給する場合は増額されます。なお、増額率と減額率は生年月日により異なります。

■障害基礎年金

障害基礎年金は、下記のとときに国民年金の障害等級表の1級または2級に該当していると認められた場合に支給されます。

- ①国民年金に加入している間に病気やケガで障がい者になってしまったとき
- ②20歳前（国民年金に加入する前）に障がい者になってしまったとき
- ③60歳以上65歳未満の間に障がい者になってしまったとき

●障害基礎年金の額 ※数値は平成29年度

1級／年額974,125円

2級／年額779,300円

また、障害基礎年金の受給者によって生計が維持されている18歳までの子などがいるときは、加算されます。障害基礎年金を受給するためには一定の保険料納付要件があり、保険料を未納にしておくとならば障害基礎年金を請求する権利を得られない場合もありますので、必ず納付するか免除の申請をしましょう。

■遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者または被保険者であった人が死亡し、一定の保険料納付要件を満たしているときに、その人によって生計が維持されていた遺族（子のある妻、夫または子）に支給されます。遺族基礎年金の額は、基本額に子の加算額を加えた額です。

●遺族基礎年金の基本額 ※数値は平成29年度

年額779,300円

■付加年金

第1号被保険者で、老齢基礎年金の受給額を増やしたい方は、月額400円の付加保険料を納めることができます。老齢基礎年金には次の式によって計算された額が加算されます。

●付加年金の額

200円×付加保険料納付月数

■寡婦年金

寡婦年金は、第1号被保険者として25年以上保険料を納めた夫が死亡し、夫によって生計を維持し、かつ死亡したときまで10年以上の婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給されます。死亡した夫が障害基礎年金や老齢基礎年金を受けていた場合には支給されません。年金額は、夫の第1号被保険者期間に基づいて計算した老齢基礎年金の額の4分の3になります。

■死亡一時金

死亡一時金は、第1号被保険者として3年以上保険料を納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡したときに（ただしその遺族が遺族基礎年金を受けられない場合）死亡した人と生計を同じにしていた遺族に支給されます。遺族の範囲は、死亡した人と生計を同じくする①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹です。死亡一時金の額は、保険料を納めた期間に応じて、次の表のとおりです。なお、付加保険料を3年以上納めている場合には、8,500円が加算されます。

保険料を納めた期間	金額
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円



■保険料を納めることが難しい方は？

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があり、次の3種類があります。

①免除（全額免除・一部納付）申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が全額免除または半額納付などの一部納付となります。なお、一部納付（一部免除）については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効（未納と同じ）になります。

②納付猶予申請

50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

★①～③の期間は老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格をみる場合に必要な期間に算入されます（一部納付については、一部納付保険料を納付している事が必要です）。

★①の期間にかかる老齢基礎年金の金額は、保険料を全額納付した場合と比較すると計算式のとおりです。一部納付は、納付すべき保険料を納付されなかった場合は、年金額に算入されません。

★②、③の期間については、受給資格の必要な期間には算入されますが、老齢基礎年金の額には算入されません。

★将来満額の老齢基礎年金を受け取るために、①～③の期間について10年以内であれば（平成29年4月分なら平成39年4月まで）、さかのぼって保険料を納める（追納）ことができます。

★保険料の追納は、原則として先に経過した期間から行うこととされています。また、保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられますので、早めの追納をおすすめします。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることが難しい方は①～③の申請をしましょう。



2016千曲市観光写真コンテスト 特選
「完熟の十二単挽ぎ取って」



2016千曲市観光写真コンテスト 特選
「アンズ畑」